

津山市議会関連文書共有システム導入業務に係る
公募型プロポーザル
実施要領

令和2年5月

津山市議会事務局

津山市議会関連文書共有システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「津山市議会関連文書共有システム導入業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 概要

- (1) 名称 津山市議会関連文書共有システム導入業務
- (2) 内容 「津山市議会関連文書共有システム導入業務に係る公募型プロポーザル仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 期間 令和2年9月1日から令和5年8月31日まで

本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について、減額または削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

なお、諸事情により端末入荷が遅れる場合は、協議のうえ決定する。

3. 見積上限額

総額9,597,480円(消費税額及び地方消費税額含む)を上限とする。

993,480円(付属品及び初期設定、講習会費)初期費用

8,604,000円(通信費及びシステム使用料、タブレット端末賃借料)

36ヶ月分

※それぞれ上限額を超えないこと。

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール(予定)

令和2年5月22日(金) : 公募開始(ホームページ及び公告板)

令和2年5月28日(木) 17時 : 質問提出〆切

令和2年6月 3日(水) : 質問回答予定(ホームページ)

令和2年6月 9日(火) 17時 : 参加申込〆切

令和2年6月11日(木) : 参加資格審査通知送付

令和2年6月25日(木) 17時 : 企画提案書等の提出〆切

令和2年6月30日(火) : 審査(プレゼンテーション審査)

令和2年7月10日(金) : 審査結果通知

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。なお、参加については単独又は複数が共同で応募することができる。ただし、共同で応募する場合は、共同で応募するグループ（以下、「グループ」という。）内から代表する1社が提案者となり、参加申込や企画提案の手続きを行い、市との連絡窓口となる。また、グループの構成員が、以下に掲げる全ての要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税、岡山県税及び津山市税を滞納している者でないこと。
- (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。また、本市の指示に柔軟に対応できること。

7. 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者（グループの構成員となる者すべて。）は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。ただし、令和元・2年度津山市指名業者登録名簿（物品・役務）に登録のある者は、次の書類の内「ウ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ」の書類を省略することができることとする。

ア 参加申込書兼誓約書（グループで応募する場合代表者のみ。様式第1-1号）

イ 参加申込書構成員調書（グループで応募する場合のみ。様式第1-2号）

ウ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第2号）

エ 委任状（必要に応じて。様式第3号）

オ 法人の国税の納税証明書の写し

（令和2年4月1日以降証明分）

カ 法人の岡山県税の納税証明書の写し

（令和2年4月1日以降証明分。岡山県で課税がある場合のみ）

キ 法人の津山市発行の市税等納税証明書

(令和2年4月1日以降証明分。津山市に課税がある場合のみ。)

ク 登記事項証明書(現在事項証明)の写し

(令和2年4月1日以降証明分)

ケ 印鑑証明書

コ 財務諸表の写し(直近決算のもの)

サ 営業実績書(様式第4号)

シ 会社概要書

- (2) 提出期間 令和2年6月9日(火) 17時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。
- (4) 提出場所 津山市議会事務局
〒708-8501 岡山県津山市山北520
TEL(0868)32-2140 FAX(0868)32-2160
- (5) 参加承認 ファクシミリ及び郵送にて、令和2年6月11日(木)に参加の可否(参加資格審査結果通知書(様式第5号))を送付する。
※グループで応募した場合は、提案者に通知する。

8. 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書(様式第6号)により、ファクシミリで提出すること。ファクシミリ以外の方法による質問は受付しない。

- (2) 提出期限 令和2年5月28日(木) 17時まで(必着)
- (3) 提出場所 津山市議会事務局のファクシミリ
FAX番号(0868)32-2160
- (4) 回答方法 津山市議会事務局のホームページにて公表
アドレス: <https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=392>
- (5) 回答日時 令和2年6月3日(水) 予定

9. 企画提案書提出期日及び作成方法

- (1) 提出期限 令和2年6月25日(木) 17時まで(必着)
- (2) 提出方法 持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。
- (3) 提出書類及び提出部数

(ア) 企画提案書(様式第7-1号) 正本1部、副本8部

グループで提案する場合には、企画提案書構成員調書(様式第7-2号)もあわせて添付すること。

仕様書等の内容を踏まえ、次の項目・内容に沿って作成し、具体的な内容を提案すること。また、企画提案書は、正本には表紙を添付すること。企画提案書はA4版とし、資料やイメージ図など見やすくするためA3版を使用する場合は、A4版の大ききさで三つ折りにすること。なお、印刷は片面印刷とし、ページ番号を入れ、文字サイズは12ポイント以上とする。文字等の色指定はしない。

項目	内容
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要 ・本業務の実施体制
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体議会で同種又は類似業務の導入実績（過去5年間）
端末機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・端末機能概要説明（端末の特徴、操作性など） ・付属品等概要説明 ・仕様書記載内容の対応 ・セキュリティ対策 ・サポート体制
システム	<ul style="list-style-type: none"> ・システム機能概要説明 ・システムの特徴（操作性、機能性、安定性、拡張性、発展性） ・仕様書記載の内容に対応 ・セキュリティ対策 ・サポート体制
研修会（端末・システム）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の概要説明
見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額

※グループで応募する場合は、各構成員の担当業務、グループ間の連携体制等についても提案すること。

（イ）見積書（任意様式） 正本1部

本業務の全体の見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）とその詳細な内訳を以下の項目ごとに記載すること。また、単価と数量を示し、積算根拠がわかるよう記載すること。

A. システム導入費

- ・初期設定費用
- ・タブレット端末付属品
- ・その他必要な費用

B. 運用費

- ・通信費（補償サービス等費用含む）
- ・タブレット端末賃借料
- ・文書共有システム使用費用

C. 研修会等費用

- ・タブレット端末研修会費用
- ・文書共有システム利用者研修会費用

(ウ) 機能要件確認書（様式第8号） 正本1部，副本8部

機能要件確認書に示されている機能の要求事項について，提案するシステムの対応度に該当する英字（A～C）を記入すること。

(4) 提出場所 津山市議会事務局

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL (0868) 32-2140 FAX (0868) 32-2160

10. 審査方法

本プロポーザルの審査は，以下のとおり行う。

(1) 審査（プレゼンテーション等による審査）

(ア)日程 令和2年6月30日（火）予定

(イ)会場 津山市役所内 第2委員会室（議会棟）

(ウ)「津山市議会関連文書共有システム導入業務に係る公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）」に基づき審査し，最優秀提案者を決定する。

11. 審査基準及び配点

本プロポーザルは，別に定める「津山市議会関連文書共有システム導入業務に係る公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査する。

12. 審査結果

審査の結果については，以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。グループで応募した場合は，提案者に通知する。

(1) 通知方法 審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期 令和2年7月10日（金）予定

なお，候補者として決定されなかった者が，その理由の説明を求めることのできる期間は，通知を受けてから7日以内とする。

13. 契約

最優秀提案者と契約に係る協議を行い，協議が整い次第，速やかに契約の手続きを行う。なお，契約に係る協議により，最優秀提案者と契約ができない場合は，次点者と契約について協議するものとする。

14. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は，返却しない。

- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 企画提案書の提出は、1提案者につき1案とする。

15. 情報公開

審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

16. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を津山市議会事務局あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーションを欠席した場合
- カ 見積上限額を超えた見積の場合
- キ 審査基準で設定する最低基準点を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (5) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17. 問合せ先

津山市議会事務局

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL (0868) 32-2140 FAX (0868) 32-2160

担当者：児島・尾原